## 第1条(定義)

本契約において、次の各号に定める用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 「本ソフトウェア」とは、①契約要綱記載のコンピュータープログラム(以下「本プログラム」という。)、②本プログラムが含まれるファイル、ディスク、CD-ROM及びその他の媒体物、並びに③本プログラムに関連する仕様書、説明書、手順書、規則、マニュアル及びその他一切の関連資料をいう。
- (2) 本ソフトウェアの「使用」とは、本プログラムを指定機器にインストールし、実行若しくは画面出力などの操作をし、又はその他本プログラムに関連する仕様書、説明書、手順書、規則、マニュアル及び一切の関連資料を利用することをいう。
- (3) 「指定機器」とは、本ソフトウェアを使用する契約要綱記載のコンピューター、デバイス又はその他の機器をいう。
- (4) 「指定場所」とは、指定機器が設置される契約要綱記載の場所をいう。

# 第2条 (使用許諾)

ライセンサーは、本契約の期間中、ライセンシーに対して、指定場所における非独占的な 本ソフトウェアの使用を許諾する。

## 第3条(ソフトウェアライセンスの内容)

- 1. ライセンシーは、契約要綱記載の台数の指定機器に、本ソフトウェアをインストールし、使用することができる。
- 2. 本ソフトウェアの使用目的は契約要綱記載のとおりとし、ライセンシーは、当該目的以外に本ソフトウェアを使用し、又は第三者をして使用させてはならない。
- 3. ライセンシーは、ライセンサーの書面による事前の同意がない限り、本プログラムをネットワークサーバーにインストールし、ライセンシーの組織内のユーザーに、他のコンピューター、デバイス又はその他の機器から当該ネットワークサーバーにアクセスして使用させてはならない。

### 第4条(本ソフトウェア使用料)

- 1. ライセンシーは、本契約に基づく本ソフトウェアの使用許諾の対価として、ライセンサーに対して契約要綱記載の本ソフトウェア使用料を、契約要綱記載の期日までに、ライセンサーの指定する銀行口座に振り込む方法により支払う。なお、振込手数料はライセンシーの負担とする。
- 2. ライセンサーは、ライセンシーが支払った本ソフトウェア使用料については、いかなる 事由による場合でもライセンシーに返還しない。

# 第5条(本ソフトウェアの引き渡し及び検査)

1. ライセンサーは、ライセンシーに対して、本ソフトウェアを引渡日に指定場所において

引き渡す。

- 2. ライセンシーは、引渡し後5日(以下「検査期間」という。)以内に、本プログラムが 仕様書記載の性能どおりに稼働するか否かを検査するものとし、検査が終了次第直ちに 検査結果を別途ライセンサーが指定する書面により、ライセンサーに対して通知するも のとする。
- 3. ライセンシーが、前項所定の検査期間内に検査結果をライセンサーに通知しなかった場合は、本プログラムは、検査に合格したものとみなす。

## 第6条(権利帰属)

- 1. ライセンサー及びライセンシーは、本ソフトウェアに関連する著作権その他の知的財産権(以下「著作権等」という。)が、ライセンサーに帰属することを確認する。本契約の締結によって、本ソフトウェアの著作権等が、ライセンサーからライセンシーに移転するものではない。
- 2. ライセンサーがライセンシーのためにカスタマイズした部分の著作権等(著作権法第 27 条及び 28 条に定める権利を含む。) は、【ライセンサー/ライセンシー】に帰属する。

## 第7条 (禁止事項)

ライセンシーは、本ソフトウェアの使用に関して、次の各号に定める事項を行ってはならない。

- (1) ライセンサーの書面による事前の同意なく、本ソフトウェアを複製すること。 ただし、ライセンシーが、バックアップ用として1部複製し保管する場合を除く。なお、ライセンシーは、バックアップを作製した場合には、その媒体物にライセンサー所定の著作権表示 (©表示、第一次発行年、ライセンサーの氏名)をし、かつ、「バックアップ」の表示をしなければならない。
- (2) ライセンサーの書面による事前の同意なく、本ソフトウェアの改変・翻案又は他のソフトウェアと組み合わせること。
- (3) 本ソフトウェアの変更又は本プログラムのリバースエンジニアリングをすること。 ただし、ライセンサーの書面による事前の同意がある場合又はライセンシー若しく はライセンシーから委託を受けた第三者が本プログラムの誤り等を修正する場合 は、この限りでない。
- (4) ライセンサーの書面による事前の同意なく、第三者に対して、本ソフトウェアをサブライセンスし、譲渡し、又はその複製物を譲渡、転貸すること。
- (5) その他本契約で許諾された範囲を超えた本ソフトウェアの使用。

#### 第8条(免責・非保証)

- 1. ライセンサーはライセンシーに対し、本ソフトウェアを現状有姿のままで提供し、ライセンサーは、本ソフトウェアについての一切の契約不適合責任を負わない。
- 2. ライセンサーは、ライセンシーに対して、本ソフトウェアについて、誤り、動作不良、

エラー若しくは他の不具合が生じないこと、商品性、ライセンシー若しくは第三者の特定の目的への適合性、又は本契約に明示的定めのない他の事項について、何らの保証もしない。 ライセンサーは、ライセンシーが本ソフトウェアを使用した結果又は使用できなかったことによる結果について、本契約に明示的定めのない限り、一切責任を負わない。

## 第9条(知的財産権侵害の責任)

- 1. ライセンサーは、ライセンシーに対し、本ソフトウェアが第三者の知的財産権(特許権、 実用新案権、意匠権、商標権、著作権をいう。以下本条において同じ。) を侵害しない ことを保証する。
- 2. ライセンシーは、本ソフトウェアに関し、第三者から知的財産権の侵害の申立てを受けたときは、速やかにライセンサーに対して申立ての事実及び内容を通知する。
- 3. 前項の場合において、ライセンサーは、ライセンシーが第三者との交渉又は訴訟の遂行に関し、ライセンサーに実質的な参加の機会及び決定の権限を与え、必要な援助を行ったときは、ライセンシーが支払うべきとされた損害賠償額を負担する。ただし、当該知的財産権の侵害が専らライセンシーの責に帰すべき事由により生じた場合には、ライセンサーは賠償する義務を負わない。
- 4. ライセンサーは、本ソフトウェアによる第三者の知的財産権の侵害に関し、本条の定めに従った責任のみを負い、それ以外に一切責任を負わない。

### 第10条(保守)

ライセンサーは、ライセンシーに対して本ソフトウェアに関する不具合の修補、問い合わせ対応、バージョンアップ、情報提供その他の保守サービスを行う義務を負わない。

## 第11条(監査)

- 1. ライセンシーは、ライセンサーより本ソフトウェアの使用状況について報告を求められたときは、直ちにその状況を報告しなければならない。
- 2. ライセンサーは、監査を実施する必要があると判断した場合、ライセンシーの事前承諾 を得ることなく、本ソフトウェアの使用状況についてライセンサー又はライセンサーか ら委託を受けた第三者による監査を実施することができる。
- 3. 前項の監査の実施に係る費用は、監査の結果、ライセンシーにおいて本契約に違反する 事実が存在した場合はライセンシーの負担とし、その他の場合は、ライセンサーの負担 とする。

#### 第12条(秘密保持)

1. ライセンサー及びライセンシーは、本契約の存在及び各条項並びに本契約に関連して知った相手方に関する情報(以下「秘密情報」という。)を、相手方の書面による事前の承諾なく第三者に対して開示、提供又は漏洩してはならない。ただし、次のいずれかに

該当することを証明できる情報については、この限りではない。

- (1) 提供又は開示を受けた際、既に自己が保有していた情報
- (2) 提供又は開示を受けた際、既に公知となっている情報
- (3) 提供又は開示を受けた後、自己の責めによらずに公知となった情報
- (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負わずに適法に取得した情報
- (5) 秘密情報によることなく独自に開発又は取得した情報
- (6) 法律の規定に基づき開示しなければならない情報
- 2. ライセンサー及びライセンシーは、秘密情報(第1項ただし書に掲げるものを除く。)を本契約の目的以外に使用してはならない。
- 3. ライセンサー及びライセンシーは、秘密情報を、本契約の遂行のために知る必要のある 自己の役員及び従業員(以下「役員等」という。)並びに弁護士等の法令上守秘義務を 負う専門家に限り開示等することができる。この場合、本条に基づき秘密情報の受領者 が負担する義務と同等の義務を、開示等を受けた当該役員等に退職後も含め課さなけれ ばならない。
- 4. 本契約が終了した場合、ライセンサー及びライセンシーは、相手方の指示に従って、秘密情報を返還し、又は、破棄するものとする。なお、相手方は受領者に対し、秘密情報等の返還又は破棄を証明する文書の提出を求めることができる。

## 第13条(損害賠償)

ライセンサー又はライセンシーは、自己の責めに帰すべき事由により本契約に違反して相 手方に損害を与えた場合、その損害を賠償する義務を負う。

## 第14条 (解除等)

- 1. ライセンサー又はライセンシーが本契約のいずれかの条項に違反し、相手方からその是 正を要求する通知を受領した後5日以内にその違反を是正しない場合は、相手方は、違 反者にその旨を通知することにより、本契約を直ちに解除することができる。
- 2. ライセンサーは、ライセンシーが以下の各号に定める事由のいずれかに該当した場合に は、何らの催告なくして、直ちに本契約を解除することができる。
  - (1) 第7条第1項第3号又は第4号に違反した場合
  - (2) 手形若しくは小切手の不渡りが生じたとき、手形交換所の取引停止処分を受けたとき、又は支払停止の状態に陥ったとき。
  - (3) 第三者より仮差押え、仮処分、強制執行などを受けたとき、又は公租公課の滞納処分を受けたとき。
  - (4) 破産手続、特別清算、民事再生手続又は会社更生手続開始の申立てがあったとき。
  - (5) 債務整理の通知がなされたとき
  - (6) その他財務状態が著しく悪化し、又は悪化のおそれがあるとき。

## 第15条(反社会的勢力の排除)

- 1. ライセンサー及びライセンシーは、自社、自社の株主・役員その他自社を実質的に所有し、若しくは支配するものが、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
  - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
  - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること
  - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき 関係を有すること
- 2. ライセンサー及びライセンシーは、暴力団員等と取引関係を有してはならず、事後的に、暴力団員等との取引関係が判明した場合には、これを相当期間内に解消できるよう必要な措置を講じる。
- 3. ライセンサー及びライセンシーは、相手方が本条の表明又は確約に違反した場合、何らの通知又は催告をすることなく直ちに本契約の全部又は一部について、履行を停止し、 又は解除することができる。この場合において、表明又は確約に違反した当事者は、相 手方の履行停止又は解除によって被った損害の賠償を請求することはできない。
- 4. ライセンサー及びライセンシーは、相手方が本条の表明又は確約に違反した場合、これによって被った一切の損害の賠償を請求することができる。

#### 第16条(契約終了後の処理)

- 1. 本契約が終了した場合、ライセンシーは、本契約終了後2日以内に、本プログラムをインストールした機器から削除して使用を中止したうえで、ライセンサーの指示に従い、自らの費用で本ソフトウェア及びその複製物を直ちにライセンサーに返還し、又はこれら一切を破棄しなければならない。
- 2. ライセンシーは、ライセンサーが求めた場合、前項に定める削除及び返還又は破棄が完了した旨の証明書をライセンサーに交付しなければならない。
- 3. ライセンサーは、本契約終了後のライセンシーによる本ソフトウェアの使用継続禁止を 担保するため、本ソフトウェアに対し予め必要な技術的措置を講じ、本契約が終了した 場合、当該技術的措置により本ソフトウェアの使用を阻止することができる。

# 第17条 (本契約上の地位譲渡等の禁止)

ライセンサー及びライセンシーは、相手方の書面による事前の承諾がない限り、本契約上

の権利及び義務並びに本契約上の地位を第三者へ譲渡し、又は担保に供してはならない。

# 第18条(準拠法)

本契約は、日本法を準拠法とする。

# 第19条(合意管轄)

本契約に関する一切の紛争については、法令に専属管轄の定めがある場合を除き、被告の 住所地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

# 第20条(協議)

ライセンサー及びライセンシーは、本契約に定めがない場合及び本契約の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。